

横手市森林整備計画概要図②（増田地区）

凡例	
	市町村界
	旧市町村界
	国有林
	民有林
	農地
	計画期間内に開発を実施する必要がある森林
	保健機能森林区域
	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
	林道（既設）
	林道（開設予定線）
	林業専用道（既設）
	林業専用道（開設予定線）
	国県道
	市町村道
	市町村道等
	林産物の生産、流通、加工販売施設
	森林の総合利用施設

湯野沢

荻袋

大川目北

大川目南